

原議保存期間	10年(令和12年12月31日まで)
有効期間	二種(令和3年11月3日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙首人発第86号
令和2年12月4日
警察庁長官官房首席監察官

令和3年秋の褒章候補者等の推薦について
見出しのことについては、下記により候補者を選考し、推薦されたい。

記

第1 令和3年秋の褒章候補者の推薦

1 授与対象

(1) 藍綬褒章

ア 交通安全功績者

多年にわたり交通安全協会の役員として、交通道德の普及高揚及び各種交通安全活動の推進に寄与した者

イ 防犯功績者

多年にわたり防犯思想の普及高揚及び各種防犯活動に従事し、その推進に寄与した者

ウ 自動車運転者教育功績者

多年にわたり指定自動車教習所協会の役員として、自動車運転者教育の向上及び各種交通安全活動の推進に寄与した者

エ 犯罪被害者支援功績者

多年にわたり民間被害者支援団体の犯罪被害相談員等として、犯罪被害者等の被害の回復及び犯罪被害者等に対する支援意識の普及高揚等に寄与した者

(2) 黄綬褒章

ア 警察犬指導業務精励者

多年にわたり嘱託警察犬指導員として、警察犬及び訓練士の育成並びに警察犬による各種犯罪捜査等の警察活動に尽力した者

イ 自動車運転業務精励者

多年にわたり自家用自動車運転の業務に従事し、常に安全な運転に努めて交通事故防止に尽力するとともに、各種交通安全活動の推進に寄与した者

(3) 緑綬褒章

社会奉仕活動功績者

多年にわたり自ら進んで社会に奉仕する活動（ボランティア活動）に従事し、顕著な実績を挙げた者

(4) 紅綬褒章

人命救助者

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者

2 推薦書類の送付期限及び送付先

推薦書類については、令和3年3月1日(月)までに警察庁長官官房人事課に到達するよう送付すること。

なお、紅綬褒章については、内閣府賞勲局と随時協議することとされていることから、本部長表彰以上の受賞事案（予定を含む。）については、その都度速やかに推薦すること。

第2 紺綬褒章及び遺族追賞に係る候補者の推薦

1 授与対象

(1) 紺綬褒章

公益のために私財（通貨、小切手、動産及び不動産）を寄附した者（個人500万円以上、団体1,000万円以上）

(2) 遺族追賞

褒章条例（明治14年太政官布告第63号）により表彰されるべき者が死亡した場合には、その遺族に銀杯又は木杯若しくは褒状を授与して、死亡者を追賞する。

2 推薦書類の送付期限及び送付先

(1) 紺綬褒章及び同褒章に係る遺族追賞

紺綬褒章及び同褒章に係る遺族追賞については、毎月末の閣議に諮られ、上奏・裁可を経て、裁可の翌日付けで発令されるものであり、寄附の収納手続が完了した日から1年以内に内閣府賞勲局に推薦書類を提出する必要があることから、推薦書類については、寄附の収納手続が完了した日から10か月以内に警察庁長官官房人事課に送付すること。

(2) 紺綬褒章以外の褒章に係る遺族追賞

紺綬褒章以外の褒章に係る遺族追賞については、毎月末の閣議に諮られ、上奏・裁可を経て、裁可の翌日付けで発令されるものであり、表彰されるべき者が死亡した日から3か月以内に発令までの手続を完了する必要があることから、推薦書類については、表彰されるべき者が死亡した日から1か月以内に警察庁長官官房人事課に送付すること。